

## 平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり平成30年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

霧島市長 中 重 真 一

## 記

## 平成30年度水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,608,744,647	16,207,605	975,312,433
議会の議決による処分額	0	0	△875,865,574
減債積立金の積立て	0	0	△25,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△570,432,787
資本金に組入れ	280,432,787	0	△280,432,787
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	15,889,177,434	16,207,605	(繰越利益剰余金) 99,446,859

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

## (提案理由)

平成30年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。